

議 第 3 号 議 案

生活保護基準の引き下げに反対する意見書の提出について
生活保護基準の引き下げに反対する意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則
第13条の規定により、提出します。

平成30年3月15日提出

富士見市議会議長 尾 崎 孝 好 様

提出者 富士見市議会議員 川 畑 勝 弘

賛成者 同 根 岸 操

提 案 理 由

生活保護基準の引き下げに反対する意見書を地方自治法第99条の規定に基づき政府に対して提出するため、この案を提出します。

生活保護基準の引き下げに反対する意見書

厚生労働省は、生活保護の生活扶助基準を「一般低所得者世帯」に合わせるとして最大5%、平均1.8%、総額210億円引き下げの方針を明らかにした。生活保護の生活扶助は2013年から2015年に平均6.5%、上限10%引き下げられ、加えて住宅扶助、冬季加算も減らされている。生活保護受給者の声や生活保護世帯の生活実態の検証を抜きにした引き下げは到底容認できない。

そもそも厚生労働省が、生活保護基準引き下げの根拠にしている検証方法や統計自体に問題がある。最も所得が低い下位10%層（第1・十分位）の消費実態と比較しており、生活保護制度自体の捕捉率が2割程度とされている現状では、最も所得が低い下位10%層との比較は、引き下げありきの計算と言わざるを得ない。しかも、最も所得が低い下位10%層の実質所得の上限値は1999年には162万円だったのが2014年には134万円へと下がり続けており、一般低所得者世帯の生活水準が困窮状態に置かれているのが現状である。

また、今回の基準引き下げが実行されるならば、年金や住民税非課税基準、保険料、最低賃金などにも連動し、国民生活に大きな影響を及ぼすことは避けられない。

そもそも、現在の生活保護基準は憲法第25条で規定する健康で文化的な最低限度の生活を保障するものとは言えず、現基準の引き下げは政府の貧困対策にも逆行するものである。

よって、富士見市議会は、政府に対し、生活保護基準の引き下げ方針を撤回するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月 日

埼玉県富士見市議会

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
総務大臣 野田 聖子 様
厚生労働大臣 加藤 勝信 様